平成３０年（フ）第４５号
沖縄県那覇市小禄２丁目２番地４　コーポ幸402
債務者　仲間　義友
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第６８号
沖縄県那覇市三原１丁目29番２―103号　南潮マンション
債務者　渡嘉敷唯利
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第２５号
神戸市西区竜が岡５丁目８番地の４　モンシアン小泉303号
債務者　池澤　智史
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第２６号
神戸市西区竜が岡５丁目８番地の４　モンシアン小泉303号
債務者　池澤　良子
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第４１号
兵庫県明石市西明石南町２丁目８番21号　アルビヨン西明石305号
債務者　横地　和彦
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第４４号
兵庫県明石市南王子町16番１―401号
債務者　川口　和子
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第３２号
松江市北堀町59―12　ＫＥＩＳＨＩＮ１号、住民票上の住所松江市美保関町笠浦808番地
債務者　花田　洋一
1　決定年月日時　平成30年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４１号
松江市八雲町日吉219番地３　コーポ日吉203、前住所松江市東津田町358番地４
債務者　松原　敏雄
1　決定年月日時　平成30年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２５号
山口県周南市花陽２丁目１番８号
債務者　清水　絹枝
1　決定年月日時　平成30年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
山口地方裁判所周南支部

平成３０年（フ）第３号
沖縄県宮古島市平良字西里622番地
債務者　宮国　美音（旧姓楠本）
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成３０年（フ）第１８号
岩手県北上市和賀町岩崎18地割50番地１
債務者　髙橋　将平
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成３０年（フ）第１１３号
埼玉県上尾市井戸木３丁目16番地13
債務者　金井　明男
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２４８号
埼玉県戸田市上戸田４丁目13番17―202号
債務者　土屋　琢哉
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２７６号
埼玉県川口市大字安行領根岸1163番地の６
債務者　髙橋　啓子
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４１５号
埼玉県北足立郡伊奈町寿１丁目305番地　プリムヴェール103、旧住所埼玉県幸手市東５丁目18番４号
債務者　板橋　直人
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１５６号
埼玉県三郷市彦成４丁目１番10―304号
債務者　北村　昭夫
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１５７号
埼玉県三郷市彦成４丁目１番10―304号
債務者　北村　幸榮
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係